

預金規定改定のお知らせ

当社では、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(以下、「休眠預金等活用法」)の施行に伴い、預金規定を改定し、2018年1月1日より適用を開始いたします。

※「休眠預金等活用法」により、2009年1月1日以降のお取引(最終異動日等)から10年以上お取引のない預金は、休眠預金として預金保険機構に移管され、民間公益活動の促進に活用されます。

※移管の対象となる預金については、事前に通知書の発送^(注1)・公告^(注2)によりお知らせさせていただきます。

(注1)通知書の発送:休眠預金等活用法第三条第二項および施行令第七条第四項により、残高1万円以上の口座に発送させていただきます。(当該通知書を受け取られた場合は、以後10年は休眠預金となりません。)

(注2)公告:当社ウェブサイトにおいて移管の対象となる最終異動日等をお知らせします。

※預金保険機構に移管後も引き続き、通帳とお届け印、本人確認資料等をお持ちいただければ、預金のお引出し等ができます。

I. 規定改定の主な内容

1. 休眠預金等活用法に係る異動事由

当社は、各種預金取引における休眠預金等活用法にもとづく異動事由として取り扱う事由を当社ウェブサイトに掲示します。

2. 休眠預金等活用法に係る最終異動日等

(1)休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいいます。

- ① 当社ウェブサイト「休眠預金等活用法に係る異動事由」に掲げる異動が最後にあった日
- ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項(強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分の対象となり、当該手続が終了した日等)で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
- ③ 当社が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日(ただし、当該通知が預金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合に限ります。)
- ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
-以下、省略-

3. 総合口座取引に係る預金の最終異動日等

総合口座取引における預金のいずれかに将来における債権の行使が期待される事由(第2条第2項において定める事由をいいます。)が生じた場合には、他の預金にも当該事由が生じたものとして取扱います。

4. 休眠預金等代替金の支払に関する取扱い

この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金にかかる債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。預金者等は当社を通じて預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。

-以下、省略-

II. 本取引規定の適用対象範囲

・流動性預金関係の各規定

(当座預金、普通預金、貯蓄預金、納税準備預金、通知預金、総合口座取引の各規定)

・定期預金規定集(証書制を含む)・ゆとりの通帳規定集に収録の各規定

※ 新規定をご入用のお客さまは窓口までお申し付けください。

2017年12月1日現在